

給与計算時に定額減税の対象となる人とは

6月から定額減税額を控除する給与等の源泉徴収事務がスタートします。給与計算担当者は、まず定額減税を適用する者は誰なのかを把握します。

対象者は誰なのか

給与の支払者のもとで定額減税の適用を受ける人の範囲等は、以下のとおりです。

(1) 月次減税の場合

【令和6年6月以後の各月（日々）において、給与等に係る定額減税額控除前の源泉徴収税額から行う控除（月次減税）の適用対象者（下表左欄）】

対象となる人 (基準日在職者)	(参考)対象とはならない人
令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）	● 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者の人 ● 令和6年6月2日以後に雇用された人

(2) 年調減税の場合

【年末調整の際に年調所得税額から行う控除（年調減税）の適用対象者（下表左欄）】

対象となる人	(参考)対象とはならない人
● 令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人（右欄に掲げる人を除く）	● 年末調整の対象となる人 (例) 令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人など
● 令和6年6月1日以後、年の中途で年末調整の対象となる一定の人 (例) 死亡により退職した人、海外の支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人など	● 令和6年5月31日以前において、年の中途で年末調整の対象となる人 ● 合計所得金額が1,805万円（所得制限）を超える人

留意点

対象者の判断等について、以下の点にご留意ください。

(1) 所得制限を超える人

月次減税は、年調減税のような所得制限はありません。そのため、年収が2,000万円を超えるなど所得制限を超えることが見込まれても、基準日在職者であれば月次減税を行うこととなります。

このように月次減税が行われた場合であっても、所得制限を超える場合には、年末調整の対象であれば年末調整時に、年末調整の対象外であれば確定申告時に、それまで控除した額の精算を行います。

(2) 公的年金の支払を受ける人

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、対象者であれば、給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けます。このような場合には給与等と公的年金等と重複して定額減税額が控除されることになりますが、確定申告により精算が行われることとなります。

なお、基準日在職者は一律に定額減税を適用することから、自分で定額減税の適用を受けるか否かの選択はできません。たとえ対象者から定額減税を適用しない旨の申出があったとしても、適用することとなりますので、ご注意ください。